

【山梨県韮崎市】

整備計画・更新計画

1.目的

韮崎市では、GIGA スクール構想を実現するために、すべての児童・生徒に対して1人1台の端末を貸与し、教育の質を向上させることを目指します。これにより、ICT教育の推進、学習環境の多様化、個別最適な学びの実現を図ります。

2.計画の概要

- ・計画期間：2025年から2030年（5年間）
- ・対象施設：市内の小中学校（計7校）
- ・対象者：児童・生徒

3.端末整備方針

1. 1人1台端末の整備

- すべての児童・生徒に1台ずつ端末を配布。※教職員は第8世帯端末を利用する、ただし、少子化に伴う予備機の増加が発生した際にはこのとおりではない。
- 小学校低学年（1～3年）から高学年（4～6年）および中学生にも対応できるよう操作が簡単なタブレット型にキーボード付きケースを採用。
- 端末選定にあたっては、国の示す最低スペック基準を満たしつつ、耐久性、操作性、価格のバランスを考慮し、機種を決定。
- 日常的な活用を実現するために、故障率等を勘案し予備機を3%整備する。

年度ごとの整備台数計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	1,739	1,721	1,675	1,622	1,558
② 予備機を含む整備 上限台数	1,999	1,979	1,926	1,865	1,791
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,675	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	1,675	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	50	0	0	0
⑦⑥のうち基金事業 によるもの	0	50	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	100%	100%	100%	100%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

更新対象端末は、給電可能な限り教員・支援員等補助教諭の業務端末や、庁内各部署にて業務端末として再使用する。また、再使用できない端末や再使用後の端末は、資源の有効な利用に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づき再資源化につながる処分をする。

○対象台数：2,136 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設などで再利用：50 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：1,856 台
- ・その他（教職員用の GIGA 端末として再利用）：230 台

※記載台数は計画作成時の予定台数

○端末のデータの消去方法

- ・処分業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 8 年 4 月処分事業者選定

令和 8 年 4 月新規購入端末の使用開始

令和 8 年 5 月使用済端末の事業者への引き渡し